

練馬区公衆浴場活用事業委託事業者募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区公衆浴場活用事業委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 練馬区公衆浴場活用事業委託（単価契約）

(2) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、成績評価を行った結果、良好以上であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所および概算経費

履行場所 練馬区内公衆浴場（別紙 1）

エリア名	実施浴場数	概算経費
練馬	5	2,125 千円
石神井および光が丘	6	2,397 千円

概算経費は事業運営費のみ。会場使用料相当分は含まない。

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

本経費は、概算で算出したもので、令和 8 年度の委託料の上限額を明示したものである。

令和 8 年第一回練馬区議会定例会において、令和 8 年度予算が成立したときに効力を生じるものである。

(4) 事業対象者 練馬区内に住所を有する在宅の 55 歳以上で自ら通うことが可能な方

(5) 業務内容 仕様書(別紙 2)のとおり

(6) 委託の業務量および実施計画(令和 8 年度予定)（別紙 1 のとおり）

3 参加資格および欠格事項

3 - 1 参加資格

本事業の趣旨を理解し、高齢者福祉に関する事業を実施する事業者で、これまでに介護予防に資する運動指導等の類似事業の活動実績（練馬区外における活動実績を含む。）があること。

3 - 2 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(1) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号)による指名停止期間中である者。

(2) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号)による入札参加除外措置期間中である者。

- (3) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4 - 1 日程

募集要領等の公表	令和7年11月1日（土）
質問受付期間	令和7年11月1日（土）～11月12日（水）
質問回答日	令和7年11月17日（月）
参加表明届提出締切日	令和7年11月20日（木） 午後5時
提案書受付期間	令和7年11月27日（木）～12月3日（水）
提案書提出締切日および参加辞退届提出締切日	令和7年12月3日（水） 午後5時
プレゼンテーション日程通知	令和7年12月11日（木）
プレゼンテーション	令和7年12月26日（金）
結果通知	令和8年1月16日（金）頃

4 - 2 プロポーザルへの参加表明および辞退

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（様式1）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を担当部署まで提出すること。

- (1) 受付期限 プロポーザル参加表明届：11月20日（木） 午後5時（必着）
プロポーザル参加辞退届：12月3日（水） 午後5時（必着）

- (2) 提出方法 電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

4 - 3 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式3）に内容を簡潔に記入のうえ、担当部署まで提出すること。

- (1) 質問期間 11月1日（土）～11月12日（水）午後5時 期限を過ぎた質問は受け付けない
- (2) 提出方法 電子メールで送信し、その旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 11月17日（月）に、質問者名を伏せたうえ、区ホームページにて寄せられた質問および回答を公表する。

4 - 4 提案書等の提出

参加を希望する者は、必ず事前に連絡のうえ、提案書等を担当部署に持参すること（郵送不可）。

- (1) 受付期間 11月27日（木）午前9時～12月3日（水）午後5時
- (2) 提出書類および提出部数

提出書類	説明	正本	副本
ア 応募申請書（様式4）		1部	6部
イ 事業者に関する事項 （ア）事業者概要（様式5）		1部	6部

提出書類	説明	正本	副本
(イ)受託実績申告書(様式6)	・過去3年間分を記入すること。類似の事業実績は、本要領の「3-1参加資格」を確認のうえ、記載すること。	1部	6部
(ウ)本業務の実施体制(様式7)		1部	6部
(エ)法人登記事項証明書	・履歴事項全部証明書 ・応募提出日の3か月以内のもの ・写しで可	1部	
(オ)法人事業税、法人税、消費税の納税証明書	・未納税額が無いことの証明 ・直近1年分のもの	1部	
(カ)決算資料	・法人全体の最新の貸借対照表および損益計算書1年分 ・NPO法人の場合は、貸借対照表および活動計算書を提出すること	1部	
ウ 提案事項および見積もり事項 (ア)提案書(本要領4-6を参照) (様式8)	・A4判縦、左2か所綴じ、横書き ・印刷は白黒で両面刷り、10ページ以内(表紙は含まず)、文字の大きさは11ポイント以上、カバー等はつけないこと	1部	6部
(イ)見積書(様式9)	・事業運営費を積算すること ・色のついたセルに入力すること	1部	6部

正本で構成された1部と、写しで構成された副本6部を表の昇順に綴じること。

(5) 差し替えおよび再提出

受付期間後の提出書類の差し替え、追加および再提出は認めない。

4-5 提案書の項目

(1) 個人情報保護の取組について

個人情報保護および情報セキュリティ確保の取組

本事業実施における受付体制、個人情報の管理方法等

(2) 本事業の実施体制

事業の実施目的・現状を踏まえた事業運営の基本的な考え方

利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組

従事者への研修体制、研修内容、研修計画

(3) 利用者への対応

利用者への公平公正な対応

苦情解決体制

従事者の接遇に関する取組

(4) 事業運営

人員配置

専門職の配置

その他効率的な事業運営に係る提案

(5) 事業内容

高齢者の特徴に配慮した対応
実施するプログラムの内容
利用者同士の交流が図れるような提案
安全管理

- ア 安全や事故防止に配慮したプログラムの提供
- イ 感染症予防の対策や工夫
災害その他緊急時の危機管理体制
事故発生時や災害その他緊急時の区への報告体制
参加者の傷害保険、従事者の賠償責任保険の内容
その他独創的な提案

(6) 地域貢献

- ア 区民雇用の促進
- イ 物品の区内事業者からの調達等
- ウ ボランティア等の活用の有無と活用内容

(7) その他

地域貢献、社会貢献、環境配慮等自由記載

4 - 6 審査方法

参加資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーションを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

(1) プレゼンテーション実施日 (予定)

令和 7 年 12 月 26 日 (金) 詳細は、別途通知する。

(2) 説明者

説明者は、本事業を受託した時に主な担当となる者で、2 名以内とする。

(3) 注意事項

- ア プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。また、当日の資料の追加配付は認めない。
- イ プロジェクター (Panasonic PT-FZ570J)、パソコンを接続するコード (ミニ D-Sub15pin および HDMI) およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

(4) 審査結果の通知

令和 8 年 1 月 16 日 (金) 頃に参加事業者に書面で通知する。

4 - 7 評価項目

練馬区公衆浴場活用事業委託事業者選定評価項目および評価基準 (別紙 3) のとおり

5 受託候補者との協議

受託候補者と区の協議により、区の予算の範囲内で委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件の業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 4）に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- （１）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- （２）提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- （３）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- （４）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- （５）提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- （６）提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （７）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （８）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- （９）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 担当・提出先

練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課介護予防係

練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 練馬区役所西庁舎 3 階 （担当）田中

（電話）03-5984-2094 （電子メール）KOUREITAIISAKU11@city.nerima.tokyo.jp